

## 湯たんぽの事故に注意

### 【事例 1】

湯たんぽを使用したまま就寝したところ、低温やけどを負った。

### 【事例 2】

電子レンジ加熱式の湯たんぽを温めた後、取り出そうと扉を開けたときに、湯たんぽが破裂してやけどを負った。

### 【アドバイス】

寒い時期には、湯たんぽを使う人も多いのではないのでしょうか。湯たんぽに関連した事故は、毎年多数発生しています。安全に使用するために、次の点に注意しましょう。

- ▷亀裂や破損がないか、使用前に確認する。
- ▷加熱式のもの、指定された加熱方法と時間を守る。

▷就寝前には布団から出す。

▷長時間、体に接触させない。

この他、使用している商品がリコール<sup>\*</sup>の対象になっていないか、確認しておくことも事故の予防につながります。不明な点は、消費生活センターにお問い合わせください。

※リコール 製品に欠陥があることが分かった場合に、製造者や販売者が無償修理や返金、交換などの対応をとること

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



## 訪問買い取り業者との契約は慎重に

### 【事例】

自宅に女性から電話があり、「古着や着物を買い取る」と言われた。大切にしていた着物を捨てるのはもったいないが、女性ならその価値を分かってくれると思い訪問を許可した。しかし、実際に自宅を訪問してきたのは若い男性で、着物を無造作に袋に入れると、「他に壊れた貴金属などはないか」と言われた。指輪などを見せると、着物を含めて1万円で買い取っていった。価格が安すぎたと後悔している。

### 【アドバイス】

- 突然訪問してきた買い取り業者とは契約しない  
許可なく突然訪問して勧誘することは、法律で禁止されています。このような業者とは契約しないようにしましょう。また、事例のように事前に訪問を許可した業者でも、違う品物の売却を求められたときは、慎重に検討してください。
- クーリング・オフを活用する  
訪問買い取りはクーリング・オフすることができま

す。契約書面を受け取って8日以内に、はがきで通知しましょう。はがきは両面コピーをとり、郵便局の「特定記録郵便」

など記録の残る方法で送ってください。なお、クーリング・オフ期間内は、売却する品物を業者に渡さずに手元に持つておくこともできます。トラブルを防ぐためにも、すぐに渡さないようにしましょう。

### ●契約前に業者の情報を確認する

クーリング・オフができる取引でも、相手方が分からなければ返却を求めることは困難です。契約前に、業者名や所在地、電話番号などを確認しましょう。

クーリング・オフについての書類の書き方やその他困った場合は、消費生活センターへ相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎 1階商工・ブランド振興課内、月～金・祝日除く 9:00～16:30、☎76・1004）まで。

